

厚木市立病院納付書・領収書広告掲載取扱仕様書

1 目的

この仕様書は、厚木市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、厚木市立病院納付書・領収書(以下「領収書」という。)への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の規格

領収書は、市立病院の患者に発行するもので、次のものをいう。

- (1) 大きさ：縦 29.7 cm×横 21 cm (A4 サイズ)
- (2) 用紙の色：青色
- (3) 発行枚数：約 600 枚/日

3 広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告スペース：1 枠当たり 縦 7 cm×横 17 cm
領収書の裏面に最大 3 枠設けることとする。
- (2) 印刷色：黒色 (広告の印刷は、庁内印刷とする。)
- (3) 枠数：36 枠 (3 枠/月×12 箇月)
- (4) 形式：Microsoft Word 等デザインの修正等が容易に可能なデータ形式で作成することとし、電子メール、CD-R などの提出可能な磁気メディアで提出することとする。

4 広告の掲載期間

広告が掲載された領収書の発行期間は、当該年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

5 広告掲載の申込期間

申込みが 36 枠に達した場合には、募集を終了することとする。

6 広告掲載の申込み

広告掲載希望者は、厚木市立病院納付書・領収書広告掲載申込書兼同意書及び誓約書に必要事項を記入の上、申込みを行うものとする。

7 広告掲載料

- (1) 広告掲載料は、広告 1 枠当たり月額 10,000 円 (消費税及び地方消費税別) とする。
- (2) 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに納付するものとする。

8 要綱の基準以外で広告掲載ができない業種・内容

- (1) 販売期間等の期日の表示
- (2) 価格等金額の表示 (ただし、法令等で表示が義務付けられているものを除く。)

- (3) 墓地及び墓石関係事業
- (4) 葬祭関係事業
- (5) 医療機関、医療関係事業者（薬局、整骨院及び鍼灸マッサージ治療院の事業者など）
- (6) その他、病院の性質上、患者や家族を不安にさせるおそれのあるもの

9 広告原稿の作成及び提出

広告主は、その責任及び負担で作成した広告原稿を、指定する期日までに提出しなければならない。

10 広告内容等の変更

広告の内容、デザイン等について要綱及び当該取扱仕様書に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

11 その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。